

東近江市新春マラソン大会売店設置要項

1 趣旨

この要項は、東近江市新春マラソン大会に参加する選手、役員、その他の関係者及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）のおもてなしに努めるとともに、東近江市の特産品等の紹介及び販売を促進するため、東近江市新春マラソン大会事務局（以下「大会事務局」という。）が設置する売店の設置及び運営について、必要な事項を定める。

2 設置場所

売店は、東近江市総合運動公園布引陸上競技場に設置する。

3 設置期間

売店の設置期間は、大会当日のみとする。

4 開設時間

売店の開設時間は、午前8時から午後1時までとする。

5 出店数、位置及び規模

出店数及び位置は、大会事務局が決定し、出店規模は1店舗当たり1ブース約20㎡とする。ただし、大会事務局は出店状況等勘案し、必要に応じてこれを変更できるものとする。

6 運営設備等

出店に伴う設備等のうち、次に掲げるものについては、大会事務局が準備するものとし、その他必要な設備等（発電機、給排水設備等）については、出店者が準備するものとする。

なお、大会事務局の売店出店許可を受けて火気又は燃料等危険物を使用する出店者にあつては、大会事務局に申出をするとともに、ブース内に必ず消火器（使用期限内のものに限る。）を設置しなければならない。

(1) テント1張以内（テント以外での出店の場合は、テントの準備はありません。）

(2) 長机6台以内

(3) 椅子4脚以内

(4) その他大会事務局が運営設備として必要があると認めたもの

7 経費負担

(1) 売店の運営に要する経費は、出店者が負担する。

(2) 出店者は、大会事務局が別に定める出店料を負担する。

(3) 前号の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者については、出店料を免除することができる。この場合、出店料の免除を受けようとする者は、「売店出店料免除申請書（様式第7号）」を提出し、その承認を受けなければならない。大会事務局は、承認した者に対し「出店料免除決定通知書（様式第8号）」

を発行する。

ア 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）」に規定する障害者就労施設等

イ 国又は地方公共団体

ウ 上記に掲げるもののほか、大会事務局において特に必要と認める者

(4) 出店を許可された者は、大会事務局が指定する期日までに、大会事務局が指定する口座に出店料を納付すること。

なお、振込に係る手数料は、出店者の負担とする。

(5) 既に納付された出店料は返還しない。ただし、大会事務局が特に必要があると認めたときはこの限りではない。

8 販売品目

売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

(1) スポーツ用品

(2) 郷土物産品

(3) 飲食物

ア 製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等（以下「営業許可施設等」という。）において製造・加工されたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、かつ、法令等の規定に基づく表示がなされているもの

イ 現地調理品

売店において調理する食品は、簡易な調理、加工のみとし、提供直前に加熱処理を行うものであること。

なお、下処理をする場合は、あらかじめ営業許可施設等で行うこと。

(4) 宅配便

(5) その他大会事務局が必要と認めたもの

9 出店者要件

売店の出店者は、(1)及び(2)に該当する者とする。

(1) 次の条件のいずれかに該当する者

ア 申請時に 1 年以上、東近江市内に店舗を有して営業している者

イ 競技団体の推薦があり、大会事務局が必要と認めた者

ウ その他大会事務局が認めた者

(2) 次の条件の全てに該当する者

ア 大会開催日の出店時間中、この要項で定める事項を厳守し、継続して出店すること。

イ 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること。

ウ 当該出店業務に関する法令等に違反して、申請時点において過去 1 年間に営業停止等、重大な処分を受けていないこと。

エ 飲食物販売の出店者については、申請時点において過去 3 年間に食中毒発生等による行政処分を受けていないこと。

オ 納税義務が履行されていること。

カ 「東近江市暴力団排除条例」第2条第1号又は同条第2号に規定する暴力団員若しくは暴力団、又は暴力団員等と密接な関係を有する者ではないこと。

10 出店申請

出店希望者は、大会事務局が定める期日までに、以下の書類を大会事務局に提出するものとする。

- (1) 売店出店申請書（様式第1号）
- (2) 売店出店概要書（様式第2号）
- (3) 売店従事者、運搬車両予定表及び持込備品調書（様式第3号）
- (4) 誓約書兼承諾書（様式第4号）

なお、保健所へ模擬店等の食品取扱届出が必要な出店者は、大会事務局に申出をすること。本申請書類の情報を基に、大会事務局が模擬店等の食品取扱届出書を作成し、保健所へ提出する。

11 出店者の選定

大会事務局は、前項の規定に基づき出店者の審査を行うとともに、売店の設置目的、大会参加者等のニーズ、郷土物産等のPR、販売品目のバランス等を考慮し、適当であると認めた者を出店者として選定する。ただし、申請者が、次のいずれかに該当するときは、大会事務局は当該申請をした者を優先して出店者として選定することができる。

- (1) 売店における販売品目を取り扱う地元の商工関係及び組合等の団体並びに社会福祉法人などの社会福祉団体等
- (2) 障害者就労施設等
- (3) その他大会事務局が適当と認めた者

12 売店出店許可証の交付

大会事務局は、出店者として選定した者に対して、「売店許可決定通知書（様式第5号）」を交付する。また、出店料の納付を確認した後、「売店出店許可証（様式第6号）」を交付する。

13 保健所及び消防署への手続

(1) 保健所

ア「模擬店等の食品取扱届出書」の保健所への提出については、届出が必要なものについて、大会事務局が取りまとめて行うものとする。

イ 大会事務局は、出店申請書類の情報を基に、「模擬店等の食品取扱届出書」を作成し、提出するものとする。

なお、出店者は、申請書類の内容と変更する場合は、速やかに大会事務局へ報告すること。

(2) 消防署

東近江行政組合火災予防条例（昭和47年中部地域消防組合条例第1号）第45条第1項第6号の規定に基づく「露店等の開設届出書」の提出については、出店者として選定したもののうち、火気器具等を使用する旨の申告があった

ものについて、大会事務局が取りまとめて行うものとする。

14 売店責任者

- (1) 出店者は、当該従事者の中から売店責任者を定め、売店設置期間中は常駐させるものとする。
- (2) 出店者は、売店責任者に変更があったときは、速やかに大会事務局に報告しなければならない。
- (3) 売店責任者は、大会事務局の指示に従い、売店の運営に当たらなければならない。
- (4) 食品を取り扱う売店責任者は、調理、保管及び販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、従事者の指導に努めなければならない。

15 禁止事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡若しくは転貸し、又は運営を委託すること。
- (2) 商品を不当な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立ち売り及び呼び込み販売をすること。
- (4) 指定された場所以外で飲食物の調理及び加工等を行うこと。
- (5) 許可された品目以外のものを販売すること。
- (6) 危険物を販売すること。ただし、大会事務局が土産品と認めたものはこの限りではない。
- (7) 拡声器及び音響器具類を使用すること。
- (8) 大会事務局の許可を受けていない対象火器具等又は燃料等危険物を使用すること。
- (9) その他大会運営に支障を及ぼす恐れのある行為を行うこと。

16 厳守事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 大会事務局から交付される「売店出店許可証（様式第6号）」を店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (2) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したごみは毎日持ち帰り、環境美化に努めること。
- (3) 販売品には、関係法令等を表示するところにより、適切な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (4) 売店の装飾は販売品等を表示する看板等を主体とし、宣伝広告用のものは掲示しないこと。
- (5) 飲食物を販売する売店にあつては、ブース前にごみ箱を設置し、容器、食べ残し等を回収すること。
- (6) 販売品等の搬入及び搬出に使用する車両には、大会事務局が別途交付する通行許可証等を見やすい位置に掲示すること。

なお、原則として搬出入車両は、1売店につき1台とする。

- (7) 販売品等の搬入、陳列及び搬出は、大会運営に支障をきたさないよう、大会事務局が指示する時間内に完了させること。

- (8) 従事者は清潔感のある服装を心掛けること。
- (9) 接客にあたっては、おもてなしの心で親切・丁寧な対応を心掛けること。
- (10) 飲食物を販売する売店にあつては、食品衛生関係法上の規定を厳守するとともに、保健所の指示に従うこと。
- (11) 天候の悪化等の事情により、大会事務局がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等を出したときは、その指示に従うこと。
- (12) 従事者の変更、追加、削除等があった場合は、速やかに大会事務局に報告すること。なお、変更、追加の際には、当該従事者の本人確認書類を添付すること。
- (13) その他関係法令等を遵守し、施設管理者及び大会事務局の指示に従うこと。

17 管理運営

売店における販売品及び売店設備の管理は、出店者の責任において行うものとし、火気、盗難、その他不可抗力による災害に対しても、大会事務局は一切の責任を負わないものとする。

18 事故等の発生時の対応

売店において、事件又は事故が発生した時には、売店責任者は、初期対応に当たるとともに直ちに大会本部に連絡し、その指示に従うものとする。また、不審者又は不審物を発見した時は、売店責任者は直ちに大会本部に報告するとともに、その指示に従うものとする。

19 許可の取消し

大会事務局は、出店者が次のいずれかに該当したときは、売店出店許可を取り消すことができるものとする。

なお、この場合において、出店者は大会事務局に対して損害賠償及び既に納めた出店料の還付を請求することはできない。

- (1) 関係法令及びこの要項に違反したとき。
- (2) 「売店出店許可証（様式第6号）」の交付を受けた者が、虚偽の申請又は不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。
- (3) 「売店出店許可証（様式第6号）」の交付を受けた者が、その交付日から大会終了日までの間に食中毒を発生させたとき。
- (4) 保健所からの指示があったとき。
- (5) その他大会事務局が売店の運営管理において不相当と認めたとき。

20 損害賠償

出店者（従事者を含む。）は、会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。

21 補填及び補償

- (1) 出店者は、収益が得られなかった場合でも、その損害の補填及び補償を大会事務局に請求することができない。
- (2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む。）等大会事務局が予測できない理由

により、出店が中止又は縮小になった場合でも、出店の準備に要した経費等の補償を大会事務局に請求することができない。

22 原状回復

出店者は、設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状に復し、大会事務局の検査を受けなくてはならない。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、大会事務局は当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

23 個人情報の取扱い

売店従事者等の個人情報については、大会事務局が売店設置運営のためのみに使用するものとし、その他の目的には使用しない。

24 その他

- (1) 大会事務局は、売店の設置場所、設置期間、開設時間等を必要に応じて変更できるものとする。
- (2) この要項に定めるもののほか、売店の設置運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は令和6年10月24日から施行する。